

令和2年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、架空の事例である。

X市は、20XX年に新しい文化会館を建てることになった。この文化会館には大小の劇場やコンサートホールが入り、市民に向けた催し物やコンサートが行われる予定である。

この文化会館の建設は、音響施設や規模の面で、全国からも注目が集まっているものだったため、X市長やX市は工期の遅れなどの失敗は許されないという気持ちが強かった。そこで、こうした心配を払拭すべく、建築着工に際して、市が自ら主催者となって神式の地鎮祭を行うことにした。この地鎮祭に要した費用は、報償費や供物料などで16,000円であり、市の公金から支出された。なお、同市は全国規模の著名な神社が市の中心部にあることから、市は観光行事などで潤っている。また、神社への参道は市民の憩いの場ともなっている。

この地鎮祭について、X市の住民Aらは政教分離原則違反なのではないかと考え、住民訴訟を提起しようと計画している。

問1 Aらは、どのような憲法上の主張をすることになるか。(50点)

問2 Aらの主張に対しては、どのような反論が考えられるか。(30点)

以 上

【刑 法】

以下の事実関係を前提に、具体的事実を指摘しつつ、甲、および乙の罪責を論じなさい。なお、第6項の金50万円の交付・授受にかかる罪責は、論じる必要はない。

- 1 甲男（年齢40歳、身長178cm、体重78kgのがっしりした体型）は、ある筋からX宅（X男とY女の夫婦が居住）に多額の金品があることを聞き及び、空き巣を計画した。某日、甲は、X宅に誰もいない時間帯を狙って立ち上がった上、現金の入った財布や封筒（以下、「財布等」）を見つけて鞆の中に入れ、X宅から立ち去った。
- 2 甲は、誰からも追跡されることなく、X宅から1.5キロメートルほどの距離を小走りに10分ほどかけて移動すると、近くにあった公園で奪った財布等の中身をあらためることにした。甲は、合計で現金100万円が入っているのを確認したが、もう少しX宅を探せば金目の物が出てくるに違いないと考え、X宅に引き返すことにした。
- 3 そこで、甲は、X宅を立ち去ってから約40分後、再びX宅に立ち上がったが、その直後、帰宅したX（年齢60歳、身長167センチメートル、体重60キログラムのやせ形の体型）と遭遇した。Xが「誰だ、何をしている！」などと立ち向かってきたことから、甲は、逮捕を免れるために、右手拳で力一杯Xの左頬を殴打し、Xをその場に転倒させ、その頭部を床に強打させて失神させるなど、同人に全治1か月の傷害を負わせた。
- 4 その十数秒後、妻のY（年齢58歳、身長155cm、体重50kgの小柄な体型）が、「あなた、大きな音がしたけど、大丈夫？」などと言いながら玄関内に入ってきた。甲は、Xを殴打して興奮していたことから、「この際だから、Yを脅してもっと金目の物を奪ってやろう。」と決意し、左手でYの口を圧迫すると同時に、そばに置いてあったブロンズ製の彫像（全長30センチメートル、重さ2.5キログラム）を右手で掴んでYに示しつつ、「金目の物を出せ。」と語気鋭く申し向けたが、Yが激しく抵抗したため、上記彫像をYの頭部に振り下ろして強打し、Yを卒倒させるとともに、同人に頭蓋骨骨折の傷害を負わせた。他方、甲は、Yを殴打した勢いが余って、上記彫像を自分の左足に落としてしまい、自らも左足の親指等を骨折してしまった。
- 5 甲は、身動きが取れなくなったことから、やむなく悪友の乙男に携帯電話を架け、それまでの犯行の経緯をすべて話した上で、「助けに来てくれたら、最初に手に入れた金の半額の50万円を渡す。それにX・Yは失神したままだから、金目の物はゆっくり探せばいい。見つけた金品も二人で山分けしよう。」と提案すると、乙は「わかった、約束は守れよ。すぐそちらに向かう。」とそれに応じた。
- 6 その20分後、X宅に到着した乙は、約束の金50万円を甲から受け取ると、X宅内の物色を始めた。乙は、XとYが失神したままであったことから、誰からも邪魔されることなく、現金200万円その他高価な腕時計等を取得し、甲を伴いX宅を後にした。甲と乙は、それらを二人で山分けした。

その後、XとYは、病院に搬送され治療を受けた。Xは上記傷害に留まったが、Yは、元々脳内に特殊な腫瘍を抱えており（甲、乙はそれを知らず、行為当時、一般人も、知り得なかった）、甲の上記行為により脳組織の崩壊を引き起こし、それが原因で死亡した。

以 上